

# 令和元年第4回定例会

## 正 誤 表

### 《議案》

議案第6号 使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

頁	訂正箇所	誤	正
28	第3条 八雲町手数料徴収条例の一部改正 別表(第2条関係)中 「改正後」の欄	23 地籍に関する事務に係る手数料	22 地籍に関する事務に係る手数料

議案第7号 八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
72頁 第15条中

### 【訂正前】

現 行	改正後
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還(半年賦償還)の方法によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p>

### 【訂正後】

現 行	改正後
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還(半年賦償還)の方法によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p>

令和元年第4回定例会  
正 誤 表

《議案》

議案第14号 令和元年度八雲町一般会計補正予算（第6号）

頁	訂 正 箇 所	誤	正
99	3 歳出 3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 20節 扶助費 説明欄	療育医療費	養育医療費

《概要説明》

頁	訂 正 箇 所	誤	正
7	別紙5 令和元年度八雲町各会計補正予算資料 一般会計（第6号）		
	歳入		
	1 3 分担金及び負担金 補正額の説明欄 1行目	療育医療保 護者負担金 404	養育医療保 護者負担金 404
	1 5 国庫支出金 補正額の説明欄 4行目	療育医療負 担金123	養育医療負 担金123
	1 6 道支出金 補正額の説明欄 4行目	療育医療負 担金61	養育医療負 担金61
歳出			
	3 民生費 補正額の説明欄 6行目	療育医療費 651	養育医療費 651